

哲學研究

第四十三號

第四卷
第十冊

カント定言命令の形式性に就て

錦田 義富

一

シュルツェがカントの認識論に『形式主義』、Formalismus “*als*” 極印を打ち (Schulze, Aenesidemus, 1792, s. 357) シュマンツェルをカントの定言命令の上に轉用してから以來 (Zwanziger, Commentar über Hr. Prof. Kants Kritik der praktischen Vernunft, 1794, s. 40 f.) 定言命令形式は空虛無内容との等式が構成され宛ら既定自明の真理であるかの如く受取られて來たのも久しい事である。舊くはシライエルトマン (Grundlinien einer Kritik der bisherigen Sittenlehre, 1803, W, III, 1, s. 32) ヲーゲル (Geschichte der Philosophie, S. W., XV, s. 591 f.) & ナキナー (Zur Lehre von der Freiheit des menschlichen Willens: 4ter Brief an Hr. Prof. Griepenkerl, 1836 S. W., IX, s. 30 f.) の批評—各自の立場からは正當な歸結として是認も出來

るが、此所謂形式に含まれた深い意義と價值とを餘りに輕視し過ぎた酷評を初めとして、現代に至る迄、大抵の倫理學者から形式主義との非難が浴せかけられた。最近新カント派の學者の手で、一般にカントのアブリオリの眞義が闡明されたと同時に、道德のアブリオリ、認識論に於ける範疇と同じ役目を持つ定言命令も、其本來の光の下で見られるやうになつて來たとは言ふものの、一般倫理學界の大勢から云へば、嘗てヘルバルトの評した通りに、*„eine blosse Form“*、*„Also eine gerade Linie; eine blosse mathematische Linie; ohne irgend etwas von Farb-, oder von Gestalt, nach der Breite und Dicke!“*と考へて居るものが依然多數であるやうに思はれる。此種の非難に對しては、消極的にはカントが倫理學上の實質的原理を退けねばならなかつた根據理由、積極的には彼の形式的原理の意義職分を組織的に究明開展するのが、最も有效な答辦法であるであらう。カントの定言命令は形式である、無内容である、空虚であるとは、極り文句のやうに評家の口にする處であるが、若し『實質』と『内容』との區別 (*Motiv und Inhalt*) が許されるなら、定言命令は何等の實質も持たず又持つてはならないけれど、決して無内容ではない、否、或種の倫理説の樹立する實質的、道德原理よりも遙に豊富な内容を持つて居る、と言ひ得られると思ふ。然し此等の點を論ずることは本論文の直接目的

では無い。今茲では、暫らくカントの樹てる定言命令てふ普遍的道德法が、ヘーゲルの言ふ通りに *etwas Leeres* であることを許して、さて夫れ故に斯く斯くの難點がある、しかしかの缺陷を暴露する、或は形式主義を徹底させずして其明はに退くる處の實質(欲望)を陰に取入れて立論して居ると云ふ如き素直にカントの倫理説を考察する好意を持つ人ではあるならば、容易になすまいと思はれる、二三の誤解曲解不當の非難をあげて、少しくカントの爲めに辯じて見たいと思ふ。

二

『汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥當し得るように行爲せよ』とか、『普遍的法則となることを同時に汝が意志し得る處の格率に従ひてのみ行爲せよ』とか云へば、左も深遠な意義を藏する原理であるかのやうに見へるが、實は昔から人に知れ切つた自明平凡の眞理である、夫は『人に爲られんと欲する如く汝も人にせよ』、『汝の欲せざる處之を人に施すこと勿れ』との黄金律を別語で表現したものに過ぎない、眞理ではあらうがカントを俟つ迄もない舊い黴臭い道德法である、今更之を物珍らしげに論議するにも當らぬ。之は容易に想像し得る如く常識家と稱せ

られる人からよく聞かされる批評である。之に對しては、カントが其著『道德の形而上學の基礎』の批評家に答へた『謂はゞ自分を道德の最初の發見者と做さうなどは誰が考へむとするのであらう』との一句で答辯し悉くされる(pr. V, 7, Anmerkung)。彼は決して前人未發の新原理を道德界に導入せんとしたのではない。彼は豫言者改革家を以つて自から任じなかつた。世間の人が道德の實行上暗黙の間に認容し假定して居る基礎を理論的に表現せんことを期したまでであつた。若しカントの定言命令が通常人の道德意識にとつてトルイズムであると云ふならば、夫れこそ正しくカントの本望である。カントの功績は之に嚴密な論理的方式を與へたと云ふ點にあると云へるであらう(Sidgwick, Methods of Ethics, Preface, p. XVII)。然し事實は果してしかく自明平凡の眞理であらうか。快と善とを抽象的に對立せしめて見れば、快樂論者でない限り、大抵の人は直ちに兩者を相即はさせまいが、利と善となれば惑ふ場合が無いとは云はれまい。まして格率の持たんことを要求される普遍妥當性・合法性、乃至定言命令の内容である人格の品位や自律的意志と云ふことになれば、常識家の考へる程自明陳腐の眞理ではない。

尙ヘーゲルが定言命令を論理の自同律と同様なもの(„Die einzige Form, die diess. Pri-

neip hat, ist die der Identität mit sich selbst. (3) 全く孤獨で何の内容も規定も持たぬ (4) „diese Einsamkeit in sich“ (5) と難じたのはヘーゲル獨特の立場に於て首肯されるのは言ふ迄も無いとして、彼が自同律と同一視した事が會々曩きの常識説を裏書きする論據となし得るかも知れない。然し第一に、たとひ之を自同律と同様な原理であるとしても、夫れで平凡自明無價值であるとは言へないし、第二に、夫は決して自同律と同一ではない、若し然らば定言命令は汝の格率を格率として行爲せよと書改めなければならぬ、との二點から充分辯解は出来るであらう。

(カントの著作よりの引用は斷り無い以上凡てレクラム版に依る。)

三

總ての意志の實質對象を捨象し去つて残る處の純粹形式からしては、如何にしても具體的特殊の義務や經驗的格率を派生し來ることは出來ない、之れがカント道德原理の最大缺點の一である、と云ふ批評をする人が多い。ツェラーもキンデルバントもこの純形式的なる定言命令が特殊義務の派生原理たる力を持たぬ點を指摘して其最大缺點に數へて居る (E. Zeller, Ueber das Kantische Moralprincip und den Gegensatz form-

aler und materieller Moralprinzipien, 1879, im Zellers Vorträge und Abhandlungen, III, 167; Windelb and, Geschichte der neueren Philosophie, II, 5A, 1911, 121)。然しカントの定言命令に具體的義務の派生原理たらんことを要求するのは、果してカントに對して正當の要求であるであらうか。一般にカントの形式主義に反對する立場に立つ人は別として、一度カントの意味での形式と實質との區別を認めたらば、斯様な要求は提出してならない筈である。カントは其認識批判に於て形式と實質、先天的と後天的、先驗的と經驗的)とを峻別し、其職能權限を確定したが、併も純形式だけから實質的者を派生し來らうとはしなかつた。形式なき質料は盲目、質料なき形式は空虚である。具體的眞理は常に必ず兩者合一の上にあられる。因果律だけから特殊内容を有する有ゆる因果的諸法則を派生し來ることは出來ない。道徳に於ても亦然りでなくてはならぬ。定言命令は形式である。本能衝動性向は實質である。此兩者の相合の上にて初めて具體的特殊義務は生ずるのである。難者の要求する特殊義務の派生は、ただ形式だけの定言命令に求めては不可い。形式プラス實質に求めなければならぬ。夫れでは特殊化具體化してふ派生原理たる力の無い形式原理は、具體的義務に對して何の意味も持たないかと云へば、勿論さうでは無い。夫は時間空間因果律等の認識

に於ける機能と同じく、道德的行爲の普遍妥當性の根據である、個々の義務の評價の標準である。約言すれば定言命令てふ形式は具體的實質的諸義務の基礎附けの原理 *Begründungsprinzip* ではあるが、其派生原理 *Ableitungsprinzip* ではないと云ふに歸着す。之はカントの倫理に於ける形式と實質、普遍と特殊との關係を認識批判に於ける夫れとアナロヂカルに考へ、彼の先驗的方法の特質から推しての解釋である。此解釋を許せば、ツェラーやキンデルバントの批難は、夫れが反形式主義的立脚地に立たない限り、一應辯明し得られた様に思はれる。(ツェラーは倫理學上實質的原理をとる人であるから、此辯明は却つてカントの形式主義の不備點を暴露するとなすであらうが、キンデルバントの如くカントの形式主義の意義と價值とを大體上承認する人にとつては辯明と見做されるであらう)。然し此辯明にはまだ證明されてない一つの獨斷がある。即ちカントは認識批判に於ても道德批判に於ても形式と實質との關係を同様に考へたと云ふ前提である。此前提が謬つて居るとすれば、上來の比喩は全然無價値となるであらう。而してカール・シュタンゲは實に此兩者の間の平行を否定する一人である (Carl Stange, *Einführung in die Ethik*, 1901.)

シュタンゲによれば、カントの認識論では、先天概念と經驗的所與とは、有ゆる具體的

07
認識に於て不可分離的に結合し、互に相補定する verschiedene Elemente をあらはすものである。然るに彼の倫理に於ては、理性と感性、形式と實質とは相互獨立の異種意志活動 *Verschiedene Arten der Willensbethätigung* をあらはし、*ein Gegensatz* をなすと、*opt. cit.*, I, 132。此解釋の所依となつたのは、カントの感性觀が『純粹理性批判』と『實踐理性批判』とに於て異ると云ふ事實である。前者では理性的要素との協働で具體的認識を成立せしめる感性が、後者では理性の命に背き自愛てゝ獨立原理に従つて獨立に意志の規定根據となる力を持つて居る。理論の領域と實踐の領域とに於て感性・經驗的の性質が異るとすれば、それに對して考へられる理性・アプリオリの機能も兩者に於て異らざるを得ない。理論の領域での理性は、感性の所與を俟たずしては空虚な活動をするのみであるが、實踐の領域では、理性は感性と獨立に否寧ろ之を全然排斥して理性のみで意志を規定する時、道德的行為が成立するのである（*ibid.*）。即ちシュタングの見る處では、カントの倫理では認識論の場合と異つて、先天的形式は經驗的質料と矛盾杆格相互排斥的關係に立ち、道德意志は唯偏に形式丈に規定されることを必須とすると云ふのである。之れ果してカントの眞意を得た解釋であるであらうか。若し之が正當の解釋だとすれば、特殊具體的義務も定言命令だけから派生さ

れなければならぬ。少しでも實質的要素を取入れれば道德の純粹性を毀損するようになるからである。惟ふにカントの形式の眞義に最もよく徹して居る筈のキンデルバントが、『此純粹形式的規定(即ち定言命令)からは何等の經驗的格率を派生し來ることも否、之を其下に包攝することさへも全然不可能である』と難じたのは、カントが認識批判の場合と異なつて道德批判に於ては、其感性觀の相異によつて必然に將來される如上の見解——即ち特殊義務は形式だから派生し來るべきものとの見解をとつたのである、との想定に立脚しての批評ではなからうか。此想定がなければ、キンデルバントの非難は、少くとも氏の如き新カント派の立場に立つ人の口から出づべき筋合のものではないと思はれるからである。而して又バウルゼンがカントは純粹形式的法則から『意志の實質を絞り出さうとする全く徒勞の試みをなした』と嘲つたのも、矢張り定言命令と特殊義務との關係に就ての如上の解釋を前提すものと想はれる(Paulsen, *Imm. Kant*, 1899, S. 337)。そこで普通にカント形式的倫理學の最大難點の一として數へられる特殊義務の派生と云ふ問題に對して辯明する爲めには、少くとも(一)シニタングの提出した解釋を退けて道德批判に於ても其形式對實質の關係は認識批判の夫れと平行的に考へられてある、そこに先驗的方法の純一性が把持

されて居ることを明にし、(二)従つてキンデルバント、バウルゼンツェラー等の非難——定言命令だから特殊義務を派生し來ることの不可能と云ふ——の不當なる所以を辯じ、(三)最後に然らばカントの立場にあつて特殊義務派生開展は如何にして可能であるかの點を究めて見なくてはなるまい。

四

カントは『勿論あらゆる意欲が對象を、従つて實質を持たねばならぬことは否むことが出來ない』と云つて居る (Pr. V. 40)。茲に『對象』或は『實質』とは謂ふ迄もなく『欲望能力の對象』『意欲の目的』である (vgl. K. d. U.K. 372 n. 348)。即ちカントは意志は必ず其實質として感性的欲望の目的を持つて居ると見るのである。従つて又道德的意志(形式に規定されたる意志)も具體的道德意志である場合には實質即ち欲望及び欲望の對象を持たねばならぬのである。此實質がなければ具體的意志では無い。ただカントにあつて最も大切な事は、此意志をして道德的たらしめ無上價値の善意たらしむる所以の根據は、決して右の實質ではなくて、必ず其形式即ち定言命令てふアブリオリでなければならぬと云ふ一事である。此故にカントは前掲引用文の直下

に『しかしそれだからとて、この實質が格率の規定根據並に其條件なのではない。其故は若しさうならば格率は普遍的立法的形式に於て現はされないから』と主張する。意志の道德的アプリオリは飽迄も純粹形式に存する。然し他方あらゆる意志は、従つて道德的意志も亦必ず實質を持たねばならぬことは否むことが出来ない。意志の形式と實質との關係はシュタングの説く如く相互排斥的ではなくて相互補完的である(此補完的方面は後に説く如く特殊義務の開展に於て最も明瞭になる)。

然るにシュタングの見解を援助し、上來の解釋に反對の言説と見られ得るものが、カントに發見される。たとへば夫の『道德の形而上學の基礎』に於て、*„der Wille ist mittem inne zwischen seinem Prinzip a priori, welches formell ist, und zwischen seiner Triebfeder a posteriori, welche materiell ist, gleichsam auf einem Scheidewege, und da er doch irgendwo durch muss bestimmt werden, so wird er durch das formelle Prinzip des Willens überhaupt bestimmt werden müssen, wenn eine Handlung aus Pflicht geschieht, da ihm alles materielle Prinzip entzogen worden (29) 』*との言明の如き、又彼の宗教哲學の一基石をなす『根本惡』の説の如き、シュタングは共に引用して居ないけれど、其立論には屈強の論據とし得るが如くにも思はれる。先づ前者から吟味して行かう。

意志が道德的となり行爲が *Pflichtmässig* でなくて *aus Pflicht* である爲めには、先天的なる形式原理即ち純粹實踐理性の規定する處とならねばならぬ。同時に夫が後天的なる實質原理を規定根據としてならないことも明かである。然し形式原理と實質原理との對立は、形式と實質、理性と感性との對立と直ちに同義ではないことに注意せねばならぬ、前者は意志に對して *entweder—oder* の關係に立つが、後者は *sowohl—als auch* の關係にも立ち得るのである。其證據には、實質原理にも感性ばかりでなくて理性も含まれて居ると云ふ事實を指摘したい。たゞ夫が形式原理と異なる所は、理性と感性、形式的要素と實質的要素との何れが主で何れが従であるかの點に横はつて居る。カントは言ふ、實質原理にあつては『善惡の試金石』即ち主となる要素は „die Uebereinstimmung des Gegenstandes mit unserem Gefühle der Lust oder Unlust“ 即ち感性である、理性は『一部分は吾存在の有ゆる感覺の全體的關聯に於てこの快或は不快を、一部分は此等の對象をわれに與へる手段を、規定する點に於てのみ』使用される (*pr. V. T. 6*)。即ち此場合理性は經驗的制約的の理性で純粹の理性ではない。單に感覺的存在者としての人間の要求を満足させる道具 *Werkzeug* として使用される理性で欲望を支配統御する理性ではなす (*pr. V. T. 7*)。然し兎も角實質原理に於ては理性と感性と

は相互排拒的でない。唯感性が形式的力素になり理性は却つて其實質的力素に墮して居るのみである。此關係を逆轉したものが正しくカントの形式原理である。『道德の形而上學の基礎』に於ける言明は、實質原理を意志の規定根據とすることを退けたばかりで、實質そのものを退けたのではない。『有ゆる意志が對象を、從つて實質を持たねばならぬことは unlangbar である。』

次にカントの根本惡の説は、最有力なる論據をシュタングの見解に提供するかの如くに見える。人間自然の衝動生活は本來道德法に反抗し敵對する傾向がある。道德生活は此自然生活の否定の上に成立する。之はカント自身の性格教養實生活の上からも、亦宗教哲學に於ても、可なり顯著に看取し得る一の特質である。彼が倫理に於て、善の概念、目的の概念よりも法則の概念、當爲の概念を重じ無制約的命令を高唱し、實踐理性批判に於ける *das Paradoxon der Methode* を稱へた根柢には、*キンデルバント* が説破した通りに、自然衝動の反規範性が前提されて居るとも考へられる (*Gesch. d. n. Philos.*, II, 144)。如何にも人間自然の衝動を其自然のまゝに放任し其赴くがまゝに發動させれば反義務反當爲即ち惡に向ふ傾向がある。理性の統御無く道德法の拘束なく意志の實質だけを原理として活動せしめれば、理性は其道具となり人は感性

的存在者に墮し惡は必定避け難い。規範と云ひ當爲と云ひ乃至理想を説く處には必ずそこに合規範的と反規範的との二元乖離を豫想せざるを得ない。現實なき理想は理想なき現實と同じく道德的存在としての人間の住家ではない。然し此故を以つてカントは道德生活に衝動の絶對否定即ち其全體の排斥を要求したであらうか。カントは其宗教哲學に於て明説して言ふ、惡の根據は普通に想定される如くに *in der Sinnlichkeit des Menschen und den daraus entspringend in natürlichen Neigungen* には存せず夫は吾人の自由動作審知的動作によつて生ずる。即ち人が自由意志を以つて道德法を自愛の法則に従屬せしめる處に惡が成立つ。根本的とは此道德法を自愛法則に従屬せしめる事が凡ての格率の根柢を墮落腐敗せしめるとの謂である。(Religion, 35. §)。³⁵ 尙更に進んで *Natürliche Neigungen sind an sich selbst betrachtet, gut, d. i. unverwerflich, und es ist nicht allein vergeblich, sondern es wäre auch schädlich und tadelhaft, sie ausrotten zu wollen; man muss sie vielmehr nur bezähmen* (58) と云へ言明して居る。さればシェヴァルツの如く、道德的行爲は性向なしに否、一步を進めて性向に反抗し之と争闘して行く處に初めて成立すと見るのは、カントを誣ゐるものと言はねばならぬ (Schwarz, Kantstudien II, 58)。之を要するに、カントは其道德批判に於ても認識批判の場合と同じく、先驗的精神に

従つて、意志に普遍的妥當性必然性を附與する所以の根據を純粹形式的力素に求めたのであるが、然し夫は又經驗的所與を俟つて初めて具體的道德意志特殊義務となる、普遍はアブリオリに、特殊化は此アブリオリと所與との協働補完の上に見出されると説くのである。之れで曩きに掲げた第一論點には答へ得たと信ずる。(根本惡の說に就ては、カントの動機論を一層精細に調べ、所謂嚴肅説てふ非難の當否を檢した後でなくては、充分の辯解にはならない。是等の點に就ては然し別論を要すると思ふから、今は當面の目的に必要な點だけに觸れて置く)。

若し上述の解釋が許されるならば、第二の論點即ちカントの形式原理だから諸種の實質的義務を派生せんことを要求するのは、不當の要求を提出するものであると云ふ所以は、容易に歸結することが出来る。因果律だから因果的諸法則を、純粹空間だから幾何學的諸形象を派生し來らうとするの無謀なると同じく、定言命令だから諸義務を派出し來らうとするのは不可能である。後者を得る爲めには感性的所與、自然的性向の参加を必須とする。前者は認識の對象性或は道德の客觀性的 *conditio sine qua non* である、*Begründungsprinzip* である、眞理價值道德價值の *Prohibitiv* である。然しそれだけで存在性の源泉ではなす、*Ableitungsprinzip* ではなす、其儘で直

ちに具體的眞理特殊義務命令ではない。

然るに茲に、パウルゼンの『純粹形式から意志の實質を絞り出さうとする徒勞の試み』と云ふ非難に口實を與へ、キンデルバント、ツェラーの論難を有理と首肯せしめ、シュタングの第一批判と第二批判との非平行説に應援するか、如くに解せられる、カント自身の言説がある。カントは『道德の形而上學の基礎』に於て定言命令の第一法式を樹立した後に *aus diesem einigen Imperativ alle Imperativen der Pflicht als aus ihrem Prinzip abgeleitet werden können* と説いて居る(55)。之を言葉通りに受取れば、個人個人の事情境遇に應じて夫れ夫れ異なるべき善の諸種の具體的義務も總てが、定言命令てふ純粹形式だけから派生し得られる此形式は認識批判の場合と異つて唯一の派生原理であるとカントは信じた、と解釋せねばならぬ様に思はれる。此難點を避ける爲め茲に『總ての義務命令』とは定言命令の三法式の謂て、具體的義務を意味するのではないと云ふ、ヘーガーシュトレームの巧妙な注解も出て居る(Hägerström, *Kants Ethik*, 1902, s. 350)。然し前後の文勢から推して、此の注解は支持し難い様に思はれる。然し又カントの一般の批評主義の立場からしても、後に説く如き特殊義務の開展に就ての明白なるカントの陳述から考へても、乃至上來の私の論述並びに引用文から推して見ても、此

一文は甚不齊合との感を起さざるを得ない。之をカントの不用意の挿入的主張として軽く取扱ふことも出来るであらう。カントには他にもより重大な點に於て自家撞着をした例は少からず發見されるから(例へば先驗的と超越的との混用の如き)。又『道德の形而上學の基礎』と『實踐理性批判』との間に存する切要なる相異點——例へば道德の批判的研究の出發點が前者では無制約的必然の道德法は可能なりや(☉)の設問であり、後者では其可能を前提して如何にして可能なるかの(☉)設問に初まつて居る如き——から推して、前者ではカントの批評的精神が未熟不徹底であり、後者に至つて初めて夫れが成熟徹底したのであると見れば、曩きの一文は却つて其未熟なる批評主義の發現の一證ともなし得られ、後に説く如き特殊義務の開展に意志の實質即ち人性論の所示を俟たねばならぬとの主張は、後者の成熟せる批評主義の發表たることをあかすものとも做し得るであらう。然し若し茲に『派生』とは實は『基礎付け』の謂である、アプリオリが經驗的意志を純化し之を普遍必然ならしむること其の深い意味での派生であり存在性の源泉であるとの見解を取るならば、寔にカントの言の如く定言命令は唯一の派生原理であるとせねばならぬ。丁度純粹空間が幾何的諸形象の合法的根據従つて亦其派生源泉であると思得る如くに。若し

又コーエンの如く純粹的者は創造の原理であるならば、定言命令は諸義務の基礎附け原理たることがやがて派生原理たることを意味することにもならう。然し如何に創造でも之をカントの解説とする限り實質其者の創造と見ることは許されない。意志の實質の合法化純粹化の意味での創造即ち其形式的方面の生産と限定して考へねばならぬ (Cohen, *Kants Begründung der Ethik*, 2A. 1910. Zweiter Teil, 2. Kap.)。余は今如上の諸提案中何れが最もカントの眞意を得たるに近いかを斷言する充分の積極的證據を持たない。たゞ窃かに思ふに、派生とは實は基礎附けの謂であるとの第三解釋が比較的にも最もよく此資格を持つものでは無いかと想像するものである。何れにせよ、曩きの一文は必ずしも反對論者に直接援助を與へる證據とはなし得ないことだけは明にし得たと信ずる。

然らば最後に特殊義務は如何にして確定開展されるか。此問題に對しては、カントは『實踐理性批判』で明白に答解を與へて居る。曰く『義務を分類する爲めに人間の義務としての義務を特別に規定することは、先づかゝる規定の主體(人間)の現實持つて居る性質 *Beschaffenheit, mit der er (der Mensch) wirklich ist* が知られるときに初めて可能である』(7)。更に『道德の形而上學』では一層之を細説して云ふ、『自然の形而上學で夫

の自然一般の普遍的最高原理を經驗對象に適用するに當つては應用の諸原理がなければならぬが、丁度夫れと同様に道德の形而上學でも類似の諸原理を缺くことが出来ない。而して普遍的道德原理から出て來る *Folgerungen* をば人性に於て示さんが爲めには、たゞ經驗によつてのみ知られる人間の特性 *die besondere Natur des Menschen* を屢々對象としなければならぬであらう』(Metaphysik der Sitten. 16. キルヒマン版)。

否、夫の凡ての義務命令を唯一つの定言命令だけから派生し來り得と説いたが爲めに、或は批判主義の未熟を示すのでは無いかとさへ囊きには疑つて見た『道德の形而上學の基礎』でも『凡ての倫理は之を人間に適用するに當つては人性論 *Anthropologie* を必要とする』と明言して居るのである(14)。夫れでは道德原理の應用、特殊義務の開展に必要な現實的人間の *Beschaffenheit, besondere Natur* を明にする人性論とは如何なるものであるか。人性論とは理性と感性とを併せ備へ社會的團體の一員として歴史的傳統を背負ふて現實に生活しつゝある具體的人間に就ての經驗的科學的研究で、心理學社會學文化史等の雜然混淆せる如きもの、換言すれば人間を文化關係文化財との交渉に於て考察せるもの、今日の文化科學精神科學に相當するものである。即ちカントは其形式的なる定言命令てふ道德原理の具體化特殊化には、『純粹哲學と

1084

としての倫理』*Moral als reine Philosophie* (Gr. 44)をば文化財を研究する人性論と結合せんことを必要としたのである。夫のシュライエルマッヘル、ヘーゲル、ヘルバルトの客觀的文化史的倫理學を初めとして、現代新カント派の頭目コーエン、キンデルバントの倫理學は正しく此の方向に於てのカント倫理の補完開展に外ならない。但しカントにあつては、具體的義務の開展は形式プラス實質、道德哲學プラス人性論に依存するけれど、諸義務をして義務たらしむるものに絶對價値を附與する所以の根據は、飽迄も形式に存して實質に存しない、道德哲學の究める處で人性論のあづかる處では無い。さればこそ曩きの『道德の形而上學』で應用原理を缺ぐことの出來ぬと説いた直下に、『唯之の爲めに普遍的道德原理の純粹性を毀けたり其先天的起原に疑ひをかけたりしてはならぬ。換言すれば、道德の形而上學は人性論の上に基礎附けられてはならぬ、唯夫は人性論に應用されることが出來るのである』と主張する。(特殊義務の開展はカントの應用倫理である『道德の形而上學』に之を見ることが出来る。人性論の研究がまだ幼稚な爲に、其を利用した道德各論にも多くの缺陷がある。社會的方面の缺乏などから個人主義の蔽に陥つて居るとのキンデルバントやメッサーの批難も出て居る位である、其當否は別として、原理上カントの採つた態度は正當

齊合的として承認せねばなるまい。實現上の成否の程度は特殊科學の發達に依存するのであるから。

以上で本論文の第三節で提出した諸非難には一應答へ得たものと信ずる。即ちカントの定言命令てふ純粹形式原理は、如何にも論者の指摘する如く、具體的諸義務の派生原理としては不足である。其資格を得る爲めには、形式原理は更に人性論の提供する實質的諸法則を借らねばならぬ。形式プラス實質の上に初めて具體化が行はれる。此の點は第一批判の場合と同じい。そこに先驗的方法の統一性も看取される。然し此故を以つて道德を人性論の上に基礎付けてはならない。基礎附けの原理はたゞ純粹形式のみの有する特權機能である。(斷はる迄もなく此論文では一應カントの形式主義を是認しての上で論議をして居るので、根本的に形式主義を否認する立場をとる人に對しては之れだけでは足りない。更に進んで積極的に形式の意義と必要とを論證せねばならぬ。然し夫れは別の機會に譲る)。

五

カントは定言命令を経験の場合に適用して、夫れが果して義務なりや否やを判定

する爲めの實踐的標準を掲げ、其適用を實例について例示して居る。『吾人は吾人の行爲の格率が普遍的法則となることを意志し得なければならぬ。之れ行爲一般の道德的評價の標準である。若干の行爲は、其格率を矛盾無しに普遍的自然法として思惟することさへ出來ない性質を持つて居る。……又他の行爲では、斯の如き内的不可能性は發見されぬが併も其格率を自然法の普遍性に高めんと意志すること
 が不可能であるものもある。』と云ふ譯は、斯の如き意志は自家撞着するであらうから』(Grl. 59)。換言せばカントによれば或行爲の道德的なりや否やの判定には、其格率が普遍的法則として *denken können* であるか、或は *wollen können* であるかの何れかの標準を用ゐるがよい。而して兩者中、嚴密さからは第一が優れて居るが、適用の廣さからは第二が優れて居る。第二標準は凡ての道德的行爲に適用し得るから、第一よりも其點では一層有意義であるとも云ふて居る。

之に對しては先づジムメルの鋭い批難がある。『意志可能』 *Wollen—Können* とよ標準には如何にも、之を普遍的法則として意志すれば其自身の内部に矛盾杆格を生ずる行爲を、不道德的として排除する力はあらう。然し夫は思惟上か意欲上かの不可能的者を排除する迄て、何等積極的の命令規定を指示する力も持たない。此格率も

法則として意志し得ない、彼の格率も法則として意志し得ない、汝かくなすべからず、汝かくなすべからずと云ふだけで、道徳上眞に意義ある積極的義務を指定しない。要するに、それは道徳的可能的者 *das sittliche Mögliche* を示すけれど、其中から道徳的必然的者 *das sittliche Notwendige* を撰取するには寸毫も役には立たぬ。然るに道徳的可能的者は無數にある。例へば吾人はクエーカ、信徒の如く人が互に話す時に凡て *Thou, du* を用ゐると云ふ事を普遍的法則として意志し得る。然し夫れだからと何人も之を義務であるとは云ふまい。無數の可能的者の中から特定のものを必然的者として撰出指定する力あつてこそ初めて道徳の標準としての價値を有する (*Simmel, Vorlesungen über Kant, 1905, 101; Einleitung in die Moralwissenschaft, II, 1893, 70 ff.*)。

此批難は一般にカントの形式主義の不足點を最も痛切に指摘したもので、或意味では極めて同感である。カントの認識のアプリオリが畢竟『凡ての眞理の消極的條件』(*K. d. r. V., 82*)である如く、道徳のアプリオリも結局凡ての義務の消極的標準たるに過ぎない。彼の認識批判が積極的補完を要する如くに、其倫理も此點に於て尙一層の積極的限定を必要とする。然し此故を以つてジムメルの如く之を無價値とする事は出來ない。カントの提出する消極的標準は凡そ道徳の標準が必ず充足せぬ

ばならぬ最少限度の條件である、所謂 *Conditio sine qua non* である。之を止揚力素とするならば最も基本的の力素である。此點の細論は本稿の主題外であるから深入りは避けるが、カントの立場に立つて此消極的條件を補完する積極的限定は何によつて與へられるであらうか。曩きに特殊義務の開展派生の問題に對するカントの主張を明にして置いたが、其主張は茲にも當然妥當すべきである。即ち積極的條件は人性論文化科學の提供する實質的知識によつて與へられる。具體的に云へば、特定の文化圏内の一員たる特定の個人が持つ處の積極的發動力が自發的に働くことを豫想して初めて、夫の意志可能てふ標準は其固有の職分を果し得るのである。單なる意志可能は具體的行爲の動機ではない。具體的意志は此形式的條件以外に實質を持つことによつて初めて、道德的意志としての働をなすのである。此意味に於て意志可能は一個の規整原理であり評價の試金石たるに止る。然し此規整原理は『道德法に對する尊敬』と云ふ主觀的と客觀的形式と實質とを連ねる特異の感情——認識論に於ける *Schema Zeit* に相應するもの——と結合する時、よく積極的の發動力ともなるのである。ジムメルの云ふ如くたとひ消極的であるにしても、カントから云へば毫も支障を見ない。積極的發動は之を文化的意志に俟つのであるからである。

さてカントは前述の如く二個の標準を揚げ、其適用の實例を示して居る。第一標準 *Denken-Können* 適用の實例には、虚偽の約束と、死亡者の依託物の流用とがある (*GrL.*, 57; pr. V., 32)。第二標準 *Wollen-Können* の實例には、利己心から他人の困厄を救はぬ事と懶惰から自己の才能の開發を怠る事とがあげられて居る (*GrL.*, 57 f.; pr. V., 84 f.)。前者に對しては、先づ虚偽の約束に就て *シュタンゲ* の非難があり (*opt. cit.*, I. 147 ff.) 依託物に就て *オート・レ・ペー* の非難が出て居る (*O. Lehmann, Ueber Kants Principien der Ethik.* 1880. S. 70)。然し私より見れば兩者とも取立てて云ふに足る程の批評ではない、或は揚足取りとも見れば見得る様に思ふから茲には論じない。然るに後者即ち第二標準の適用に對しては、若しそれが論者の云ふ通りならば、カント倫理學の致命傷ともなる様な缺陷或は自家撞着があるとの非難が、多數學者によつて提出されて居る。夫れは利己心から他人の困厄を救はないとの不仁の行を退けるに當つて、カントは、自己の純粹形式主義に正面の敵である幸福欲利己心を窃かに取入れ、之を根據として義務か反義務かを判定して居るとの非難である。

カント曰く、他人の不幸を救はざるは義務に反する。何となれば此格率は普遍的な法則たらんを意志し得ざればなり。何故に法則として意志し得ざるか。之れ斯く

の如き法則は他日わか不幸に陥り他人の仁愛同情を要せん時希ふ處の他人の援助を得るの望みを全く斷てばなりと。之は自己の幸福欲自愛心を暗に標準として採用し之に基いて不仁的行爲の格率を普遍的法則として意志することの不可能なるを證し消極的には不仁を反義務と判じ積極的には仁愛を義務として命ずるもの如くに思はれる。茲に於てかフォン・ホルトマンは之を方便道德と罵り(v. Hartmann, *Phänomenologie des sittlichen Bewusstseins*. 1879, S. 339.) シムメルは此種の基礎附け方は今日最早何人をも満足させない、否斯の如きをカント程の人に見るのは全然不可解、völlig unbegreiflich と怪む(Kant, 97.) キンデルマンも亦 der Grund des Nicht wollen Könnens & ist doch in diesem Falle entweder ein sittlicher—and dann bewegt sich die ganze Erklärung in Kreise—oder durch ein Interesse bestimmt—and dann liegt die Entscheidung ja doch wieder bei dem von Kant so lebhaft verworfenen Glückseligkeitsstreben. (Gesch. d. n. Ph., II 121.) と難じて居る。(マンも之と似た批評を下し夫は循環論證かさらば利己主義かの何れかであると云ふ。opt. cit. 70 ff.) 茲には代表としてキンデルマンの批評をとり之に答へて見たいと思ふ。

先づ此論證を循環的とは次の事を意味するのであらう。他人の不幸を救ふの義

務なることは、其反對の不仁的意志の格率を普遍的法則として意志するの不可能なるによつて知られる。然る此意志不可能は何が故ぞと問はゞ、之れ他人救助てふ行爲は世間一般に通ずる道德法として承認されて居るからと答へる。此際暗に假定されてある根據は、世間一般の道德法即ち經驗的事實として存在する個人の良心の聲である。然るに此假定されたる事實上の道德的根據のよく道德的たるを得るのは、絶對規範としての純粹形式其者の力に依るのである。之れ恐らくキンデルパントの *Nikol* と云ふ意味であらう。若し此意味での循環論法であるならば、私は *ロッツェ* の云ふた如く、夫は避く可らざる循環論法であるから、夫れを敢て犯すより外ないと答へたい。道德の客觀性の基礎は超個人的超時空的超存在的の絶對規範としての定言命令である。夫は一々の行爲一々の執意が善であり道德的と云はれんが爲めの究竟根據である最高標準である。然し一々の特殊行爲具體的執意が果して此基礎に立つか此標準に合するか否かの現實的判定を下すものは事實として存在する個人的良心の外にはない。執意の當體の道德的義務的基礎は何處迄も定言命令にあるけれど、之を現實に執意し得るや否やの判定は定言命令のよくなし得る處ではない。その人その人の道德意識評價主觀の作用のみ獨り之を行ふ。勿論個人の良

心個人の道德意識は、夫れが個人である限り、どうしても時空的自然的制約を脱し得ない。そこに良心の謬り、道德意識の過失が生じる餘地が存する。夫れにも係らず、先天的道德法の現實化、評價作用の遂行は、此個人的良心によるの外に途はないのである。勿論良心の良心たる所以の根據は、矢張り夫の先天的道德法定言命令に存する。良心が良心としての正しき職能を遂行する限り、即ち定言命令に合致する限り、個人の良心はカントに従へば、因果的自然的制約を脱して、絶對自由の睿知界の一員となつて働いて居る。然し夫は自由になり切ることの出来るものではない。個人現實の良心は自由と自然、超時間と時間との交叉點である。斯くの如き良心の *Heiligkeit* を豫想しない限り、カントの定言命令は天界遠く人間を超絶して全く没交渉となるであらう。ましてや之が自律的となることなどは夢にも出来ない業となるであらう。如何にも茲には循環論法が伏在する。然し如何程分析を進めてカントの説を精細に開展さして見ても、終に此種の循環論法を逸脱するに由が無いであらう。何ぜと云ふに、道德の根原は實にこの不可避の循環論法の裏に存在するからである。

轉じて二者撰一中の他者に就て見るに、キンデルバントの指摘した通り幸福慾も

確かに此意志不可能の決定因素である、レーマンの云ふ通り利己心さへ伏在して居る。然し問題は、具體的決定の因素に何が働いて居るかに存せずして、此決定をして道德的たらしめて居る根據は何であるかに存する。夫れでは其道德的根據は果して難者の主張する如く幸福慾にあるであらうか。先づ第一に注意すべきは、具體的意志決定には形式は勿論主になるものではあるが實質も必ず之に參與すると云ふことである。實質そのものを絶對的に排除することは決してカントの要求する處ではない。彼の退けたのは此實質——人間の自然的所興の意志——を原理とすることである(第三第四參照)。従つて第二に、カントは決して幸福慾其者を惡として退けて居ない。否、自然的感性的生類としての一面を脱し得ない人間としては、幸福を求めるのは自然である。夫れ自身道德上には無記である。たゞ之を非とするのは、幸福慾を道德のアプリオリたらしめんとする時に初まるのである。定言命令てふアプリオリに包攝される限り、幸福慾も自愛心も共に道德的となり得るのである。而して第三に、難者は上述の實例に於て幸福慾或は自愛心が意志決定の一因素であるの事實を誇張或は曲解して、夫れが意志の道德的根據であると云ふ。若し果して難者の云ふ通りならば、自利心或は幸福慾てふ格率に従つて行爲するだけで道德的と

なつて居る筈で、尙其上に其格率が法則として意志し得るや否やを問ふは無用の詮鑿である。自己の主觀的動機が果して一般化に堪へるや否やを問ふ處に、道德の道德たる所以が存する。即此際意志決定をして道德的たらしめる根據標準は、決して幸福慾や自利心其者ではなくして、其幸福慾自利心の格率が普遍的法則として意志し得るや否やに存する。格率普遍化の要求が最後の試金石である。固より他人の困厄を救ふに當つての個人個人の實際の心持は種々雜多である。或は側陰の心より、或は合理的愛他心より行動するものも多からう。カントの擧げた自愛心からの行爲は、寧ろ世間に稀な極端の例であるであらう。然し夫れは何れも *Quid facti* である、意志の實質である。カントの問ふのは其種々雜多な經驗的動機が果して普遍化に堪へるかの *Quid juris* である、意志の道德的根據である。而して夫は正しく意志の合法性、其形式、即ち定言命令に求める外はないのである。幸福慾を道德原理として窃かに採用したなどは、カントを誣ゆるも亦甚しきものと云はねばならぬ。

(私は尙最後に、カントの形式主義は、個性的發展を抑壓し所謂惡平等化平凡化を將來する、と云ふキンデルバント、ジムメル、シュヴァルツの非難をあげて、之を批判して見る積りであつたが、豫定以上に長くなつたし、目下身邊の事情が之れ以上の執筆の餘裕を

與へないから、他日の機会を待つこととし、一先づ本稿を終へて置く。

八、九、八、(完)